

令和4年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法等の規定に基づき実施した令和4年度の指導監査の状況について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第56条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第70条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面又は実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設（公立施設を含む。）のうち、県が所管するもの。

(2) 監査期間

令和4年8月～令和5年3月

(3) 実施状況

（単位：法人、施設、％）

区 分	令和4年度			令和3年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社会福祉法人	65	23(23)	35.3(35.3)	62	1(1)	1.6(1.6)
社会福祉施設	308	172(126)	55.8(40.9)	307	307(5)	100.0(1.6)
児童のための施設	114	114(95)	100.0(83.3)	116	116(4)	100.0(3.4)
高齢者のための施設	157	20(20)	12.7(12.7)	154	154(0)	100.0(-)
障害者のための施設	37	37(10)	100.0(27.0)	37	37(1)	100.0(2.7)

(注) 1 ()内は、実地による指導監査の実施数及び実施率。

2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

3 小数点第2位以下は切り捨て。

(4) 監査結果

ア 指摘件数

（単位：法人、施設、％）

区 分	令和4年度			令和3年度		
	実施数	指摘法人・施設数	指摘率	実施数	指摘法人・施設数	指摘率
社会福祉法人	23(23)	22(22)	95.6(95.6)	1(1)	1(1)	100.0(100.0)
社会福祉施設	172(126)	64(64)	37.2(50.7)	307(5)	63(1)	20.5(20.0)
児童のための施設	114(95)	52(52)	45.6(54.7)	116(4)	49(1)	42.2(25.0)
高齢者のための施設	20(20)	2(2)	10.0(10.0)	154(0)	0(0)	-(-)
障害者のための施設	37(10)	10(10)	27.0(100.0)	37(1)	14(0)	37.8(-)

(注) 1 ()内は、実地により指導監査した社会福祉法人、社会福祉施設の数及び指摘率

2 小数点第2位以下は切り捨て。

イ 指摘事項

(単位:法人、施設、%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人 23 (A) ・指摘法人 22 ・指摘延件数 151	経理事務処理が不十分	20	86.9	—	—
	経理規程と実態との乖離	11	47.8	—	—
	決算関係書類が不適切・不十分	10	43.4	—	—
	引当金の計上方法や勘定科目等が不適切	10	43.4	—	—
	理事長の職務執行状況報告が未実施	7	30.4	—	—
児童のための施設 ・実施施設 114 (A) ・指摘施設 52 ・指摘延件数 134	苦情解決の処理・周知が不十分	24	21.0	4	3.4
	衛生推進者等の指名・周知が未実施	21	18.4	—	—
	福祉サービスの自己評価が未実施	11	9.6	30	25.8
	就業規則の整備等が不十分	8	7.0	—	—
	給与規程の整備等が不十分	8	7.0	—	—
高齢者のための施設 ・実施施設 20 (A) ・指摘施設 2 ・指摘延件数 4	就業規則、管理規程の不備又は実態と不整合	2	10.0	—	—
障害者のための施設 ・実施施設 37 (A) ・指摘施設 10 ・指摘延件数 32	運営規程の整備（修正）が不十分	5	13.5		
	個別支援計画の策定の過程の記録等が不十分	3	8.1		
	非常災害対策計画の作成が未実施	2	5.4	4	10.8
	身体的拘束等の記録が不十分	1	2.7		
	預り金の取扱いが不適切	1	2.7		

(注) 1 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位5位までの内容。

2 小数点第2位以下は切り捨て。

(5) 指摘事項への対応状況

指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設については、指導監査後、文書による報告を受け、改善状況の確認を行った。